

令和 7 年度
こども家庭庁「民間企業等と連携したライフデザイン支援の企画運営・業務」
若い世代のライフデザイン支援推進事業
若い世代にライフデザインの機会を提供する商品・サービスの掲載
公募要領

1. 目的・概要

民間企業等と連携したライフデザイン支援の企画運営・業務（以下、「本業務」という）は、企業等（企業その他の団体をいう。以下同じ。）が若い世代のライフデザインを応援することの意義を積極的に捉え、社会全体で若い世代に対するライフデザイン支援*1を共創する意識が醸成されることを目的とする。

そのため、本業務を通じてこの趣旨に賛同する企業等が、自らの活動について他の参画企業等と情報共有し、連携を図ることを通じて、若い世代が望むライフデザイン支援の取組が社会全体で広く行われるようになること、さらに、企業等が若い世代に対するライフデザイン支援に積極的に関わることが当たり前であるとの価値観が社会全体に広がることを目指し活動する。

上記の目的を踏まえ、若い世代のライフデザイン支援推進事業（以下、本事業という）では、若い世代のライフデザインを支援する商品・サービスの情報を収集して掲載するとともに、実証事業を通じて、実際に企業等が若い世代のライフデザインを支援する取組を後押しする。

商品・サービスの掲載では、企業等が提供する若い世代のライフデザインに係る商品・サービスを広く募集し、本事業の実証事業に用いるものとして基準を満たしたものを、「若い世代にライフデザインの機会を提供する商品・サービス」（以下、「ライフデザイン支援商品・サービス」という）として一覧化して本事業Webサイト*2掲載する。

本事業Webサイトに掲載されたライフデザインに係る商品・サービスは、実証事業（トライアル型）にて有償で利用される可能性がある。

*1：本事業において「ライフデザイン支援」とは、「ライフイベントに関して、自分自身の考えや見通しをあらかじめ整理するために必要な機会や知識等を提供すること」を指す。例えば、「今後の自分自身のライフイベントについて、主体的・自律的に自己決定するためのスキルを養う機会を提供すること」や「思い描いた自分自身の人生を実現できる・実現をサポートする環境（制度や仕組み等）を提供すること」もライフデザイン支援に含まれる。

*2： <https://lifedesign-pj.cfa.go.jp/support>

2. 実施体制

こども家庭庁より株式会社日本総合研究所が委託を受け、本事業の事務局を担う。

3. 対象となる商品・サービスの要件

本業務において「若い世代にライフデザインの機会を提供する商品・サービス」として掲載を希望する商品・サービスは、以下の要件を満たすものとする。

商品・サービスの対象：若い世代*3のライフデザインを支援対象とするもの

*3：若手社会人を中心に、おおむね10代後半から30代前半までを指す

商品・サービスで扱う情報

主に下表に例示するライフに係る情報を扱うもの。また、ライフと併せてキャリア（仕事）やファイナンス（お金）、スキルに係る情報を扱うもの。

（参考）扱う情報の例

必須	ライフ	ライフイベント、ライフスタイル・暮らし方、私生活の充実、ウェルビーイングの向上、生き方の多様性、こころとからだの健康、出会い・結婚、妊活・妊娠・出産、育児、家事、介護、等
任意	キャリア	ライフとキャリアの両立、働き方の多様性、リスクリング・学び直し、キャリアプラン・キャリアパス、等
	ファイナンス	ファイナンシャルプラン、資産形成・運用、税制理解・制度活用、等
	スキル	適切にライフデザインを行うためのスキル群（自己認知力・自己理解、自己決定力・自己効力感、レジリエンス、課題解決力、情報収集力、向上心・探求心、協調性・関係構築力、他者受容性、情報整理・思考整理力、等）

その他

提供形態・形式の制限なし。有償・無償の制限なし。現在、企画・開発中の商品・サービス（概ね1年以内に上市予定のもの）のうち、開発前のビジネスアイディアは掲載せず、開発完了後に掲載することも可とする。

4. 応募資格

情報提供書を提出できる者は、民間事業者及びそれら複数の法人によるコンソーシアムとする。なお、こども家庭庁と株式会社日本総合研究所で協議の上、商品・サービスの掲載上、社会通念上、不適切な組織または事業運営能力が不十分な組織と判断した場合は、無効とする。また、その判断を行う上で必要と考えられる場合には、情報提供書を提出した事業者に対して、財務状況等に関する資料の提出を求めることがあり得ることに留意すること。

5. 応募手続

（1）応募期間

応募期間は3期設ける。

一次募集

- ・ 公募受付開始：令和7年7月4日（金）
- ・ 公募締め切り：令和7年7月31日（木）正午
- ・ 掲載先決定：令和7年8月下旬頃

二次募集

- ・ 公募受付開始：令和7年8月1日（金）
- ・ 公募締め切り：令和7年9月12日（金）正午
- ・ 掲載先決定：令和7年9月下旬頃

三次募集

- ・ 公募受付開始：令和 7 年 9 月 15 日（月）
- ・ 公募締め切り：令和 7 年 10 月 24 日（金）正午
- ・ 掲載先決定：令和 7 年 11 月上旬頃

（２） 提出書類

以下を満たす資料を作成し、提出すること。

- ・ 基本情報登録_申請書（様式 1）及び商品・サービスの掲載_情報提供書（様式 2）、商品・サービス説明書（様式 3）に必要事項を記入すること。
- ・ 商品・サービス説明書（様式 3）及び企業等の団体ロゴマークは、掲載決定後に本事業 Web サイトで公開されるため、公開についてあらかじめ了承するとともに、商品・サービス説明書（様式 3）に含まれる第三者の著作権等に抵触するもの及び抵触するおそれのあるものについては、申請者の責任により適正に処理すること。
- ・ 提出書類は、Excel、PowerPoint で作成した電子ファイルを提出すること。
- ・ 電子ファイル名は以下の通りとすること。

提出書類の電子ファイルのファイル名

必須	（様式 1）基本情報登録_申請書	事業者名_基本情報登録_申請書.xlsx
必須	（様式 2）商品・サービスの掲載_情報提供書	事業者名_商品・サービスの掲載_情報提供書.xlsx
必須	（様式 3）商品・サービス説明書	事業者名_商品・サービス説明書.pptx
任意	（様式なし）商品・サービス説明書補足資料	事業者名_商品・サービス説明書補足資料*4
必須	（様式なし）企業等の団体ロゴマーク	事業者名_ロゴマーク*5

*4：商品・サービス説明書の補足資料を任意の様式にて提出可能である

*5：ファイル形式はai（RGBデータ）を推奨。

（その他可能な形式：svg、png、jpg／jpeg（左から優先度：高））

（３） 提出方法

「10. 公募要領に関する問合せ先」に記載の事務局メールアドレスに必要ファイルを添付し提出のこと。その際パスワードは設定しないこと。パスワードを設定しないでのファイルのメール添付が難しい場合は、事務局に個別に連絡すること。

件名は「（事業者名）ライフデザインに係る商品・サービスの掲載情報提供書の提出」とすること。メール送信後、2 営業日以内に受領返信がない場合、到着を確認すること。

（４） 留意事項

- ・ 提出された提出書類は本業務の掲載先可否の審査以外の目的には使用しない。なお、提出書類は返却しない。機密保持には十分配慮するが、掲載された場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ・ 提出書類等の作成費は経費に含まれない。

- ・ 提出書類に記載する内容については、掲載決定後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、掲載取消となることがある。

6. 申請書記載事項

申請書様式に沿って以下の必要事項を記載すること。

(様式1) 基本情報登録_申請書	(様式2) 商品・サービスの掲載_情報提供書
申請区分 ※以下を選択 ・ 1. 商品・サービスの掲載 (実証事業とあわせて申請する場合は、4. ～6. を選択) 基本情報 ・ 法人名 ・ 法人分類・業種区分 ・ 法人番号 ・ 設立年月 ・ 法人WebサイトURL ・ 本社所在地 ・ 代表電話番号 ・ 代表者氏名・役職 ・ 担当者氏名・連絡先 ・ 事業概要 ・ 資本金・財務状況 ＋連名申請法人の基本情報	商品・サービスの基本情報 ・ 商品・サービス名 ・ 商品・サービスの概要 ・ 商品・サービスの問い合わせ先 ・ 提供状況 ・ (提供状況が「開発中」の場合のみ) 商品・サービス説明書の公開時期 ・ 対象者 ・ 提供形態 ・ 提供期間 ・ 提供金額 ・ 導入・提供実績 商品・サービスの特徴 ・ 扱う情報の種類(ライフ、キャリア、ファイナンス、スキル) ・ 扱う情報の具体的な内容 ・ 導入効果 ・ 独自性・新規性、取組の効果を高める工夫 商品・サービスの提供・実施体制 ・ 担当部署・組織名 ・ 体制図 ・ 商品・サービスの位置づけ 商品・サービスの将来性 ・ 今後の事業計画・ロードマップ
(様式3) 商品・サービス説明書	
(様式2) 記載事項の抜粋、及び商品・サービスの内容を伝える図表等を加えたもの	

7. 掲載可否の審査及び審査結果の通知等

(1) 審査方法

審査は、事務局において、提出書類に基づいて実施する。必要に応じて申請者に対して申請内容についてヒアリングの実施、メール等による確認、追加資料の提出を求めることがある。

(2) 審査項目

以下の項目を審査し選定する。

適合性

- ・ライフデザイン支援を行う商品・サービスか
- ・若い世代を主な対象とした商品・サービスか

継続性

- ・商品・サービスは、今後複数年に渡って提供されるものか

実現可能性（開発中や新規の商品・サービスのみ）

- ・おおむね1年以内に上市することが可能な商品・サービスか

(3) 審査結果の通知等

審査結果については、申請者に対し事務局から通知する。

(4) 商品・サービスの掲載、公表

掲載決定後、商品・サービスは一覧とし、本事業Webサイトにて公表する。

公開先Webサイト URL : <https://lifedesign-pj.cfa.go.jp/support>

8. 掲載期間

掲載期間は、掲載日～令和8年3月末までである。申請者からの申し出がない場合には、掲載期間は同じ条件でさらに1年間自動更新されるものとし、その後も同様とする。

ただし、以下の場合には、本事業Webサイトでの掲載を終了する。

- 1) こども家庭庁が、本業務又は類する業務の継続が不可能となった場合
- 2) 申請者が、掲載の終了を申し出た場合

9. 留意事項

掲載中の商品・サービスに大幅な変更等があった際には速やかに事務局に連絡すること。

10. 公募要領に関する問い合わせ先

株式会社日本総合研究所

リサーチ・コンサルティング部門内

令和7年度「民間企業等と連携したライフデザイン支援の企画運営・業務」事務局

Email : UN_7280.group@jri.co.jp

電話での問合せを希望する場合は、上記メールアドレスに以下を連絡すること。

（氏名、連絡先、問合せ内容、電話問合せの希望日時（複数日時））